

第2期山田町自殺対策計画

令和6年度～令和10年度

(2024年4月～2029年3月)

令和6年3月

岩手県山田町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 山田町における自殺の現状

- 1 自殺者数及び自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 平成29年から令和3年までの平均自殺率における県内での位置づけ・・ 4
- 3 自殺者の年齢階級別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 職業別自殺の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 自殺の動機、危機経路について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 東日本大震災健診における不眠・こころの元気度のアンケート結果・・ 6
- 7 精神保健に係る相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 8 山田町の自殺の現状からみえる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 これまでの取組

- 1 第1期山田町自殺対策計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 包括的な自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

- 1 自殺対策の基本認識と基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 自殺対策における目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 計画の数値目標と自殺対策6つの骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 自殺対策6つの骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 3つの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【資料】

- 山田町こころのネットワーク連絡会調査の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 山田町自殺対策本部会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 山田町自殺対策計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 山田町自殺対策計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 第2期山田町自殺対策計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺の原因は、いじめや家庭環境、経済困窮、ハラスメント、人権問題、介護問題等、抱える問題の多様化・深刻化がみられ、自殺対策の重要性は高まっています。

わが国では、平成10年から自殺者数が3万人を超える非常事態となり、平成18年に自殺対策基本法が成立、平成19年には自殺総合対策大綱が作成されました。平成28年に自殺対策基本法の一部改正が行われ、総合的に自殺対策が推進されるよう、県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱においては、これまでの取り組みに加え、子ども、若者、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を重点的に行います。

岩手県においては、平成18年から「岩手県自殺対策アクションプラン」を策定し、自殺者数の大幅な減少の成果を出した久慈モデル^(注1)を県内全域に波及させることを目標に、官民一体となった総合的な自殺対策の推進や東日本大震災大津波の影響への対策に取り組んできました。次期プランの策定にあたり、これまでの13項目に「女性の自殺対策を更に推進すること」が追加となりました。

本町においては、平成30年度に「山田町自殺対策計画」を策定し、全庁的に役割を持ち、自殺対策を意識して取り組んできました。併せて、保健、医療、福祉、教育、労働のそれぞれの関係団体を含む町全体で自殺対策を推進しています。

第2期山田町自殺対策計画では、第1期の山田町自殺対策計画の評価をふまえ、地域自殺対策の取組を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

2 計画の位置づけ

山田町総合計画（第9次長期計画 平成28年度～令和7年度）で「健やかで心温まる地域づくり」を目指し、第3期健康やまだ21プラン（平成31年度～令和7年度）では、①関係団体との連携とこころのケア支援体制の確保、②ゲートキーパー^(注2)の養成や傾聴ボランティアとの連携、③地域での見守り体制の構築と情報共有、④精神障がい者やその家族が住みよい環境づくり、⑤各種健康教室等を継続し、こころと体の健康を保つ場の提供と相談窓口の周知の5点を実現するために健康づくりを推進しています。

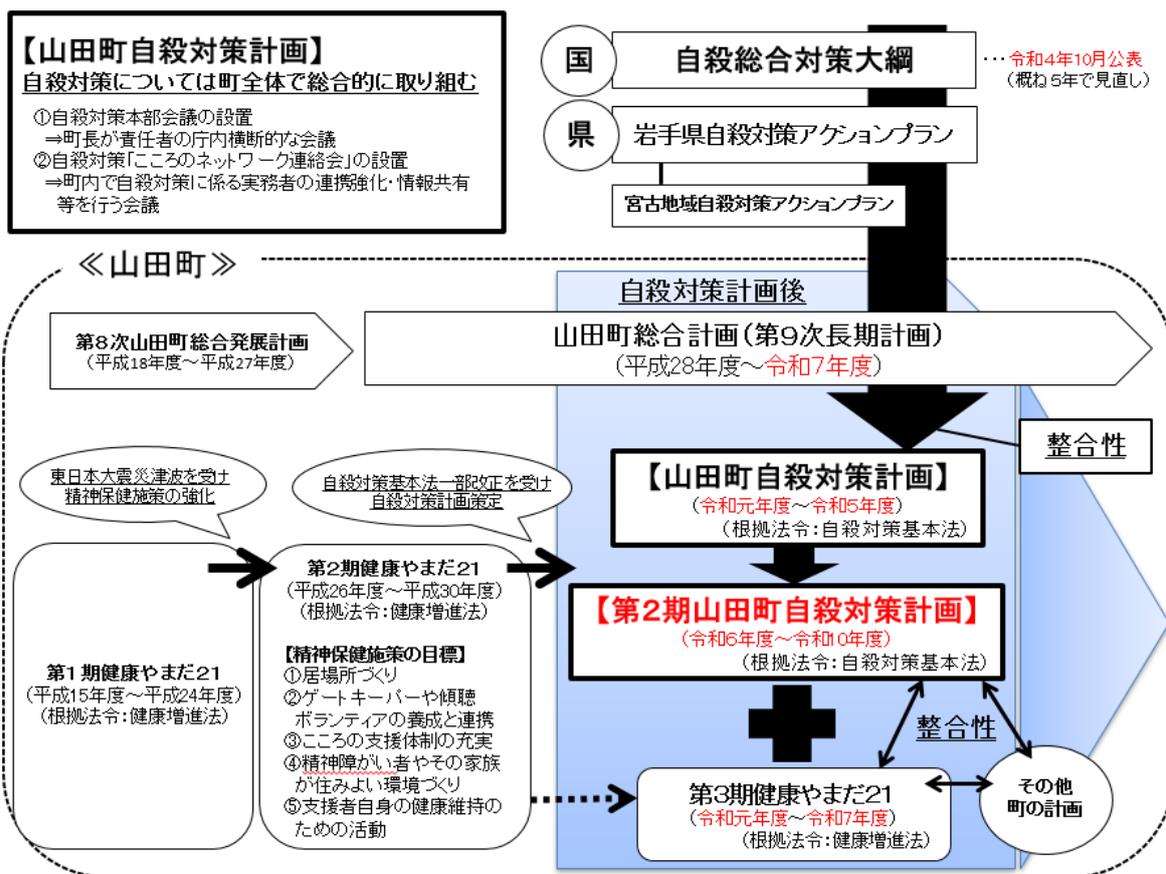
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国や県の動向や山田町総合計画をはじめとする第3期健康やまだ21プラン、町の各種計画と整合性を図りながら、各団体と連携し自殺対策に係る関連施策を推進します。

(注1) 久慈モデル：平成18年から岩手医科大学が中心となって久慈市で行われている自殺対策モデル。自殺対策を6つの骨子に分類し、これらを複合的に実施することで自殺予防効果が実証されている。

(注2) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。

第1章 計画の策定にあたって

■山田町自殺対策計画の位置づけ



(出典：健康子ども課作成)

3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。

第2章 山田町における自殺の現状

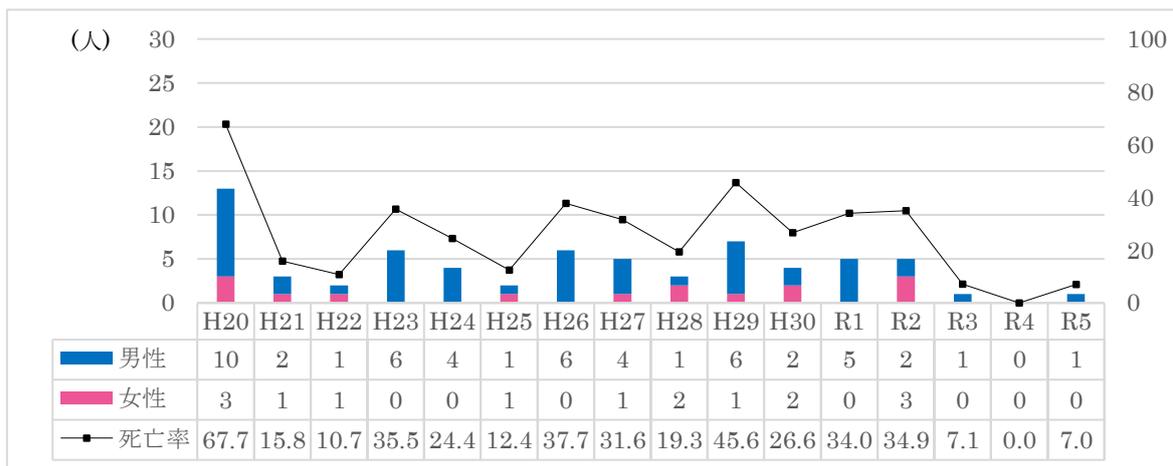
第2章 山田町における自殺の現状

1 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本町は、平成20年をピークに、年ごとの増減はあるものの、長期的には減少傾向となっており、男女別の自殺者数では、女性に比べて男性に多い状況です。

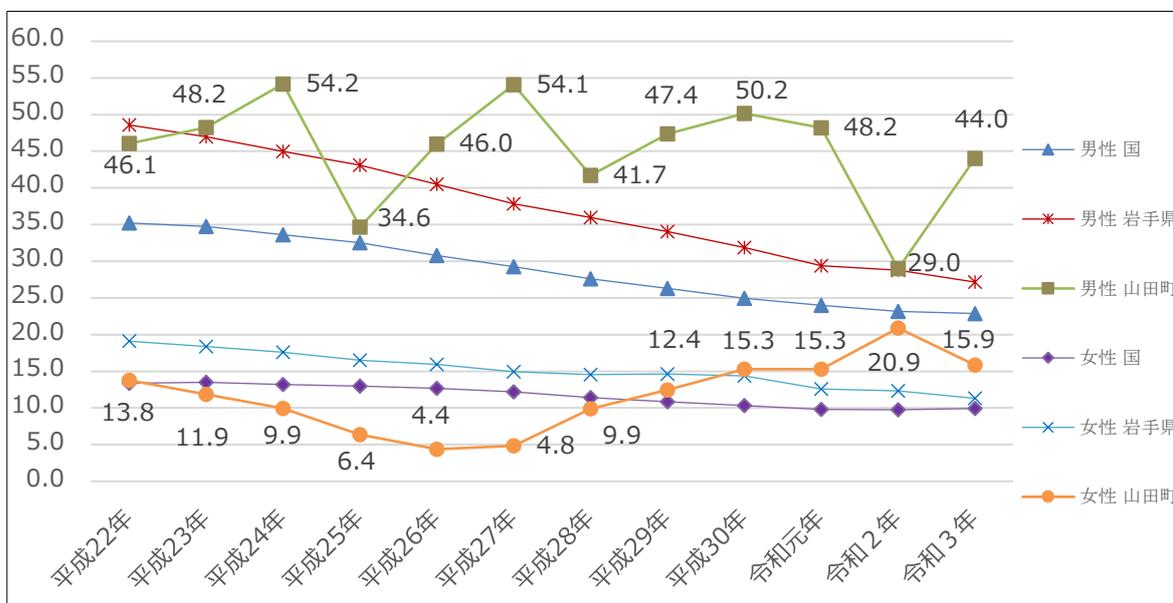
自殺死亡率^(注3)においては、国、県が減少している中、本町は男女ともに増加しています。特に男性が国、県を大きく上回っている状況です。

■町の男女別自殺者数及び自殺死亡率の推移（人口10万対）



(出典：地域自殺実態プロファイル2023・令和5年のみ町把握分)

■5年間平均自殺死亡率の推移（人口10万対）



(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

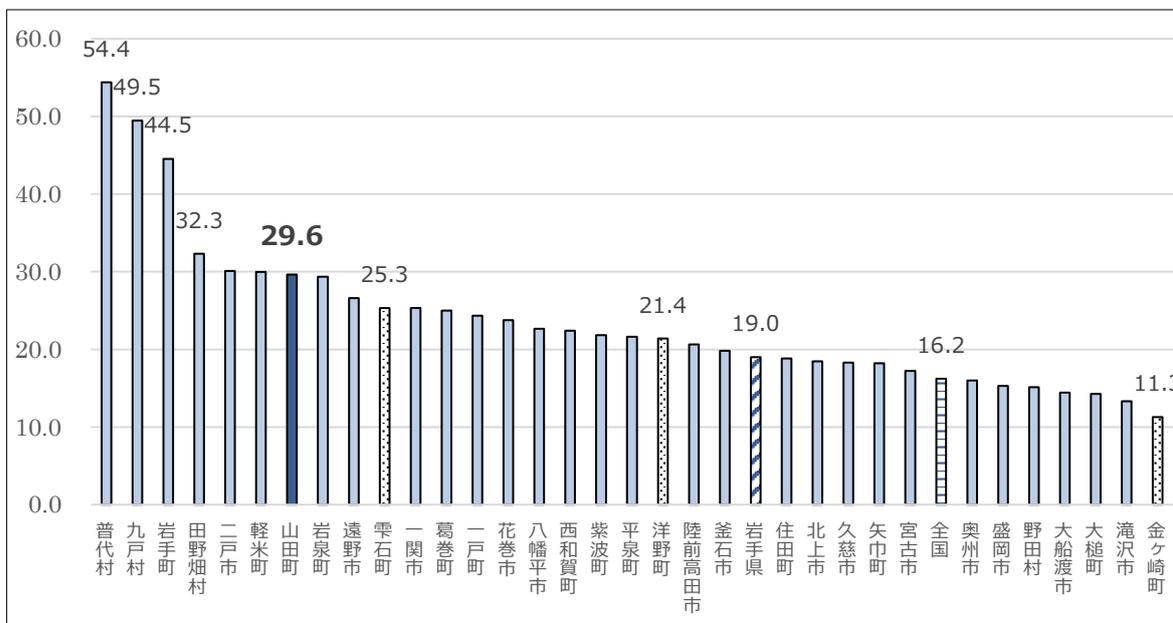
(注3) 自殺（死亡）率：観察集団が人口10万人だった場合に自殺者が発生する率のこと。※自殺死亡率は単位なし

第2章 山田町における自殺の現状

2 平成29年から令和3年までの平均自殺率における県内での位置づけ

人口規模に影響されず自殺率を比較するため、平成29年から令和3年までの5年間の平均値を県内市町村と比較したところ、本町の自殺率は29.6と県内では7番目に高く、また、国や県よりも高い状況にあります。

■ 5年間平均自殺率県内比較(平成29年から令和3年まで) (人口10万対)

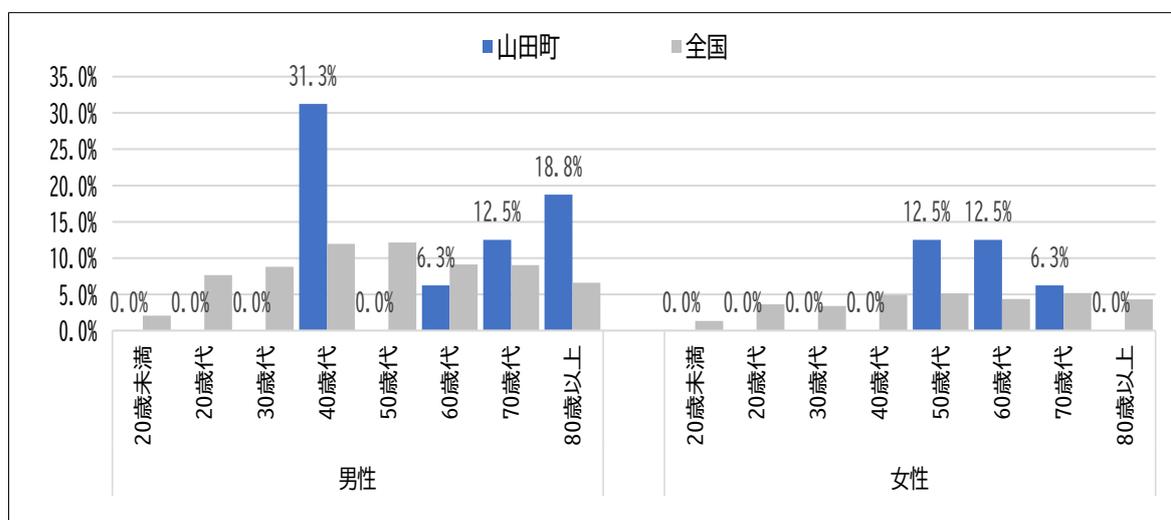


(出典：岩手県「保健福祉年報」)

3 自殺者の年齢階級別の状況

男女別・年代別の自殺者割合のうち、男性では40歳代が最も高く31.3%、次いで80歳代の18.8%となっており、60歳代以降に増加する傾向にあります。女性では50歳代、60歳代が多くなっています。

■ 男女別・年代別の自殺者割合(平成30年から令和4年まで)



(出典：地域自殺実態プロフィール2023)

第2章 山田町における自殺の現状

4 職業別自殺の状況

平成29年から令和3年の自殺者数22人のうち、有職者7人、無職者15人となっており、無職者に自殺者が多い状況にあります。また、有職者の自殺者において「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」を比較すると「被雇用者・勤め人」に多いです。

■有職者の自殺の職業別内訳（平成29年から令和3年合計）

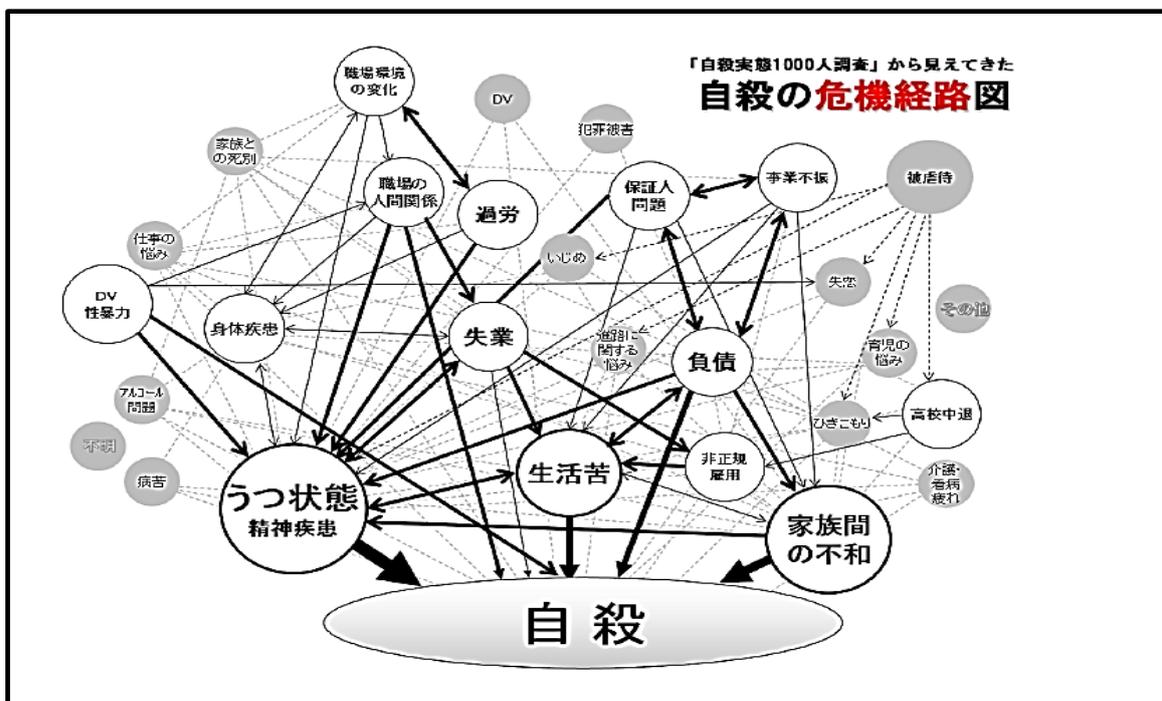
| 職業 | 町 | | 岩手県 | | 全国 | |
|-----------|------|-------|------|-------|--------|-------|
| | 自殺者数 | 割合(%) | 自殺者数 | 割合(%) | 自殺者数 | 割合(%) |
| 自営業・家族従業者 | 2 | 28.6 | 115 | 24.9 | 6,840 | 17.5 |
| 被雇用者・勤め人 | 5 | 71.4 | 346 | 75.1 | 32,197 | 82.5 |
| 合計 | 7 | 100.0 | 461 | 100.0 | 39,037 | 100.0 |

（出典：地域自殺実態プロフィール2023）

5 自殺の動機、危機経路について

自殺の動機、危機経路としては、失業に加えて、生活苦や、家族間の不和等から、うつ状態や精神疾患等が複雑に重なり、追い込まれた末の死であることが多いです。

■自殺の危機経路図



（出典：自殺実態白書2013 NPO法人ライフリンク）

第2章 山田町における自殺の現状

本町の自殺者の特徴としては、男性の40歳代以降に多く、背景には失業、生活苦が共通して見られます。

■町の自殺者の特徴（平成30年から令和4年までの合計）

| 上位3区分 | | 人数 | 割合 (%) | 自殺率※ (10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路※※ |
|-------|----------------------|----|--------|----------------|----------------------------------|
| 1位 | 男性 60歳以上 無職同居 | 4 | 25.0 | 57.0 | 失業（退職）→生活苦+介護の 悩み（疲れ）+身体疾患→自殺 |
| 2位 | 男性 40～59歳 無職独居 | 3 | 18.8 | 1,547.1 | 失業→生活苦→借金→うつ状態 →自殺 |
| 3位 | 女性 60歳以上 無職同居 | 2 | 12.5 | 15.4 | 身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺 |

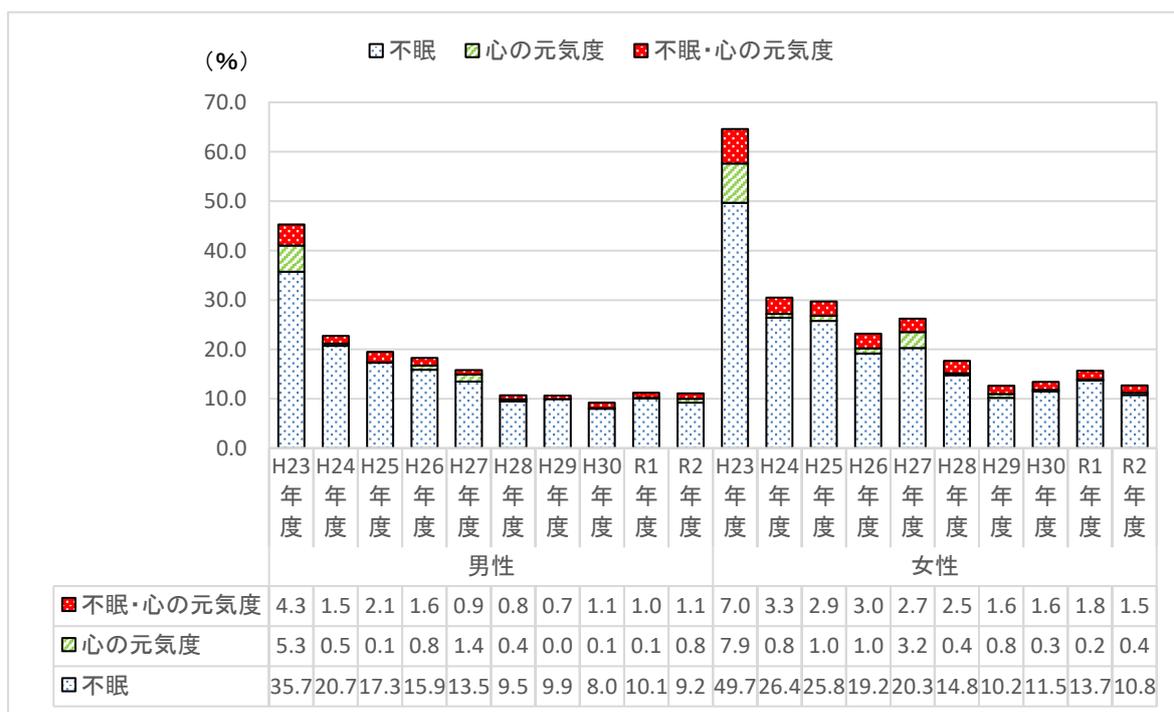
（出典：地域自殺実態プロフィール2023）

※自殺率の母数（人口）は「令和2年国勢調査」を元に、いのち支える自殺対策推進センターにて推計した。
 ※※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

6 東日本大震災健診における不眠・こころの元気度のアンケート結果

震災直後は男女ともに不眠・こころの元気度に関して点数が高い人が多く、こころの健康を害するリスクが高い人が多い状況でしたが、年々回復傾向にあり、大幅な増加に転じることなく不眠・こころのアンケートの実施は令和2年度で終了しました。

■東日本大震災健診における不眠・こころの元気度の点数が高い人の割合



（出典：平成23年度から令和2年度までの東日本大震災健康診査）

第2章 山田町における自殺の現状

7 精神保健に係る相談件数

相談件数の総数は減少傾向にある中で、令和2年度は多かったです。家族等の相談を受けてから当事者に介入するケースが多く、受診につなぎ、さらに受診支援を行うなど、複数回にわたる対応が必要なケースが増えています。

■保健師による精神保健に関する相談・面接・訪問件数

| 相談項目 | 老人精神 | 社会復帰 | アルコール | 思春期 | 心の健康 | その他 | 計 |
|--------|------|------|-------|-----|------|-----|-----|
| 平成29年度 | 26 | 282 | 12 | 0 | 118 | 9 | 447 |
| 30年度 | 7 | 175 | 17 | 0 | 20 | 9 | 228 |
| 令和元年度 | 4 | 142 | 14 | 0 | 106 | 32 | 298 |
| 2年度 | 6 | 211 | 48 | 2 | 89 | 15 | 371 |
| 3年度 | 1 | 141 | 97 | 0 | 9 | 5 | 253 |
| 4年度 | 2 | 116 | 2 | 0 | 52 | 5 | 177 |

(出典：主要な施策の成果に関する説明書)

8 山田町の自殺の現状からみえる課題

(1) 40歳代の男性の自殺が多い

自殺の危機経路としては、失業、生活苦、介護及びうつ状態など幅広い問題が要因となっていることが多いことから、各場面で出会う支援者が「気づき、傾聴、つなぎ、見守り」のゲートキーパーの知識・技術を身につけて対応できることを目指し、支援します。

(2) 女性は50歳代、60歳代に自殺が多い

女性の50歳代以降のライフイベントとして、夫や自分自身の退職、子どもの自立及び女性特有の体調の変化等があり、特にストレスのかかりやすい時期となっており、そのような特徴を理解して対応することが大切です。

本町では「助産師なんでも相談」を行っています。妊産婦以外でも、生涯にわたる体の変化など女性の困りごとに対し、助産師による健康相談の周知に努めます。

(3) 被災地における包括的な支援により自殺を防ぐ

震災後、数年が経過してから体調を崩して相談につながるケースや、現在も町民から被災関連の相談があることから、被災の影響があるという認識をもって、丁寧な対応を行うとともに、相談先等の周知や相談しやすい環境づくりを継続し、包括的に支援していく必要があります。

第3章 これまでの取組

第3章 これまでの取組

1 第1期山田町自殺対策計画の数値目標

(1) 全体目標の達成状況

第1期山田町自殺対策計画における5年間の自殺者数は、国が掲げる自殺者数30%減に鑑み、本町も30%減を目標とし、14人以下としました。本町の自殺対策の6つの骨子に従って自殺対策に取り組んだ結果、自殺者は減少したものの平成30年から令和4年までの自殺者数は15人、5年間平均自殺死亡率は20.5であり、目標を達成していません。

| | 現状1 (平成24年～28年) | 目標値 | 現状2 (平成30年～令和4年) | 評価 |
|----------------------------|--------------------|--------|---------------------|----|
| 自殺者数 | 20人 | 14人以下 | 15人 | × |
| 5年間平均 自殺死亡率 (人口10万対) | 20.3 | 19.1以下 | 20.5 | × |

(出典：岩手県「保健福祉年報」、令和4年のみ厚生労働省「人口動態統計」)

(2) 全体目標達成のための事業の評価指標

全体目標を達成するために、6つの骨子に従って、取り組みを行いました。その中でも重点的に実施するものについて目標値を設定し、令和元年度から令和4年度までの実績は以下のとおりです。ゲートキーパーの養成を推進しており、実績は目標値の2倍以上の達成状況となりました。

| 6つの骨子 | 具体的な目標値 | 実績 | 評価 |
|----------------------|---|-------|----|
| 地域におけるネットワークの強化 | 山田町こころのネットワーク連絡会参加者へアンケートを行い「顔の見える関係とを感じる」の問いに「はい」と回答する人の割合100% | 57.6% | △ |
| 1次予防 ^(注4) | 町職員、関係機関、住民のゲートキーパー養成講座受講者100名 | 259名 | ◎ |
| 2次予防 ^(注5) | うつスクリーニングの継続 | 年1回実施 | ○ |
| 3次予防 ^(注6) | 自死遺族交流会の活動の周知 | 年1回実施 | ○ |
| 精神疾患へのアプローチ | こころのシンポジウム参加者へのアンケートで「精神疾患についての理解が深まった」の問いに「はい」と答える者が80%以上 | 85.3% | ◎ |
| 職域へのアプローチ | 町内の20事業所にパンフレットを配架 | 20事業所 | ○ |

評価 ◎：当初の予定通り実施できた、○：おおむね実施できた
△：実施は不十分であった、×：実施できなかった

(注4) 1次予防：住民全体へのアプローチ

(注5) 2次予防：ハイリスク者へのアプローチ

(注6) 3次予防：自死遺族へのアプローチ

第3章 これまでの取組

2 包括的な自殺対策の推進

本町では、東日本大震災大津波により甚大な被害を受けた影響から、精神的な苦痛を受けた町民も多いため、精神面全般への対策を基盤として自殺対策事業を推進してきました。「久慈モデル」の6つの骨子に分類した取組概要は以下のとおりです。

(1) ネットワークの構築

○支援者のネットワークの構築

宮古保健所が主催する各団体の長等で構成される「宮古地域うつ・自殺対策推進連絡会議」と実務者ネットワーク「宮古地域こころサポート連絡会」が開催され、自殺の現状や支援の連携方法の確認、事例検討などを行うとともに、町においては「自殺対策本部会議」と「山田町こころのネットワーク連絡会」を開催してきました。

今後も、町は「自殺対策本部会議」と「山田町こころのネットワーク連絡会」を開催し、町民に対する支援体制を強化していきます。

(2) 1次予防（住民全体へのアプローチ）

① 人材育成

ゲートキーパー養成講座や精神疾患に関する勉強会を、町民と接する機会の多い民生児童委員や食生活改善推進員、保育士・幼稚園教諭、町職員、精神保健ボランティア、傾聴ボランティア、山田町こころのネットワーク連絡会構成団体等を対象に実施しました。

今後も、様々な分野において、自殺を未然に防止できる人材の育成を支援します。

② 居場所づくり・生きがいくくり

傾聴ボランティアによる縫い物教室や食生活改善推進員等による料理教室、運動の専門家による運動教室等、「健康」という視点が盛り込まれた居場所や生きがいくくりを実施しました。

また、山田町地域包括支援センターでは、介護予防の視点から住民組織が主体となって開催する介護予防教室やシルバーリハビリ教室などを行いました。

これらの活動を継続し、町民がいきいきと生活できるよう支援します。

③ 普及啓発

9月の自殺対策月間や9月10日から16日までの自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせた公共施設へのポスター掲示やこころの健康に関する書籍の設置、こころの健康講演会の開催、町広報誌、ホームページなどを活用して、こころの健康について普及啓発を実施しました。また、相談窓口を掲載したポケットティッシュを役場の各課窓口へ設置したほか、町内イベントで配布、関係機関へ配架するとともに各種検診受診者に配布し、幅広く町民に相談窓口を周知しました。

今後はSNS等、時代に合わせた周知方法を検討し、普及啓発に努めます。

第3章 これまでの取組

(3) 2次予防（ハイリスク者へのアプローチ）

① うつスクリーニング

40歳、50歳、60歳の町民を対象にうつ病のスクリーニング票を郵送し、家庭訪問や電話により聞き取りを行い、うつ病のスクリーニングを実施しました。

妊産婦に対し、妊娠届出時や乳児訪問時にうつスクリーニングを行い、精神的不調の早期発見・早期対応に努めました。

これらの事業を継続し、うつ病の早期発見・早期対応に努めます。

② 相談対応

精神科医師による「こころの相談室」、「精神保健相談」の他に、宮古地域こころのケアセンターの専門職による相談を受け付けました。加えて、町の保健師、看護師は訪問、来所及び電話による相談を随時受け付け、様々な相談に対応しました。

アルコール依存症を含む精神疾患や認知症、生活困窮等の相談件数は増加傾向にあり、今後も幅広く相談に対応し、必要に応じて専門機関と連携し取組を推進します。

(4) 3次予防（自死遺族へのアプローチ）

ご遺族に対し、死亡届提出時にこころの相談先が掲載されたリーフレット「大切な人を亡くされた方へ」を配布しました。また、宮古保健所と共催で、自死遺族交流会「わかち合いの会・宮古」を開催し支援しました。

引き続き、遺族等が相談や交流会へつながるため、普及啓発に努めます。

(5) 精神疾患へのアプローチ

① 当事者への支援

当事者間の交流や日常生活の自立、社会復帰を目的として、社会復帰教室「オリオンの会」を毎月開催しました。また、当事者とその家族を対象に、家族会「やまだサザンクロス」を隔月で開催し、居場所づくりや支援者とつながる機会を設定しました。

今後も、当事者のニーズに対し、丁寧な対応を継続します。

② 家族への支援

住民主体の精神障がい者家族会「のんびり会」は、震災や家族の高齢化等の理由から震災後に解散しましたが、家族会の再開を希望する声が多くあったことから、平成25年6月に「やまだサザンクロス」と名称を変更し、町が主体となり再開しました。

当家族会では、個々の生活上の困難やケアを行う家族の葛藤の共有、また、その中で得た成功体験や生活上の工夫等を情報交換することで、対処行動の幅が広がるとともに、仲間づくりの場となっています。

今後もこの輪を育み、当事者とその家族が、悩みながらも自分らしい生活が営めるよう支援します。

第3章 これまでの取組

(6) 職域へのアプローチ

町内事業所に対し、こころの健康に関するパンフレットと相談先を掲載したポケットティッシュを配架し、自殺予防の周知に努めました。また、要望した企業へ保健師が出向き、健康に関する講話を行い、心身の健康づくりを実施しました。

今後も職域を対象としたこころの健康に関する周知活動や研修会を実施するなど、支援を推進します。

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

1 自殺対策の基本認識と基本的な考え方

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係及び危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策に加え、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連分野においても同様の連携が展開されています。連携の効果を更に高めるため、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、啓発等の事前対応と、自殺発生の危険に介入する危機対応、自殺未遂が生じてしまった場合等における事後対応の各段階において施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等にも取り組み、実践と啓発の両輪で推進していくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

自殺者、自殺未遂者、親族等の生活の配慮に努めます。自殺者の名誉を守り、ご遺族が平穩に過ごすことができるよう、必要な支援を行います。

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

(7) 災害リスクに対応した包括的な取組

近年の災害や感染症拡大による影響を踏まえた対策が必要です。

大規模災害における被災者のこころのケア、生活再建等の推進について、関係機関と連携して包括的な支援により自殺予防に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、感染症対策や生活困窮に対する支援等について、周知とともに必要な支援を行います。

■新たな自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追いつかぬままの死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事業について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につなげる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
 - 関係機関等の連携に必要な情報共有
 - 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
 - 報道機関に対するWHOカイドライン等の周知
 - 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」
 第4章 自殺総合対策における当面の重点施策の概要

8. 自殺未遂者の再発の自衛企画を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを字べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に関する事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
 - 困難な問題を抱える女性への支援

(出典：厚生労働省ホームページ)

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

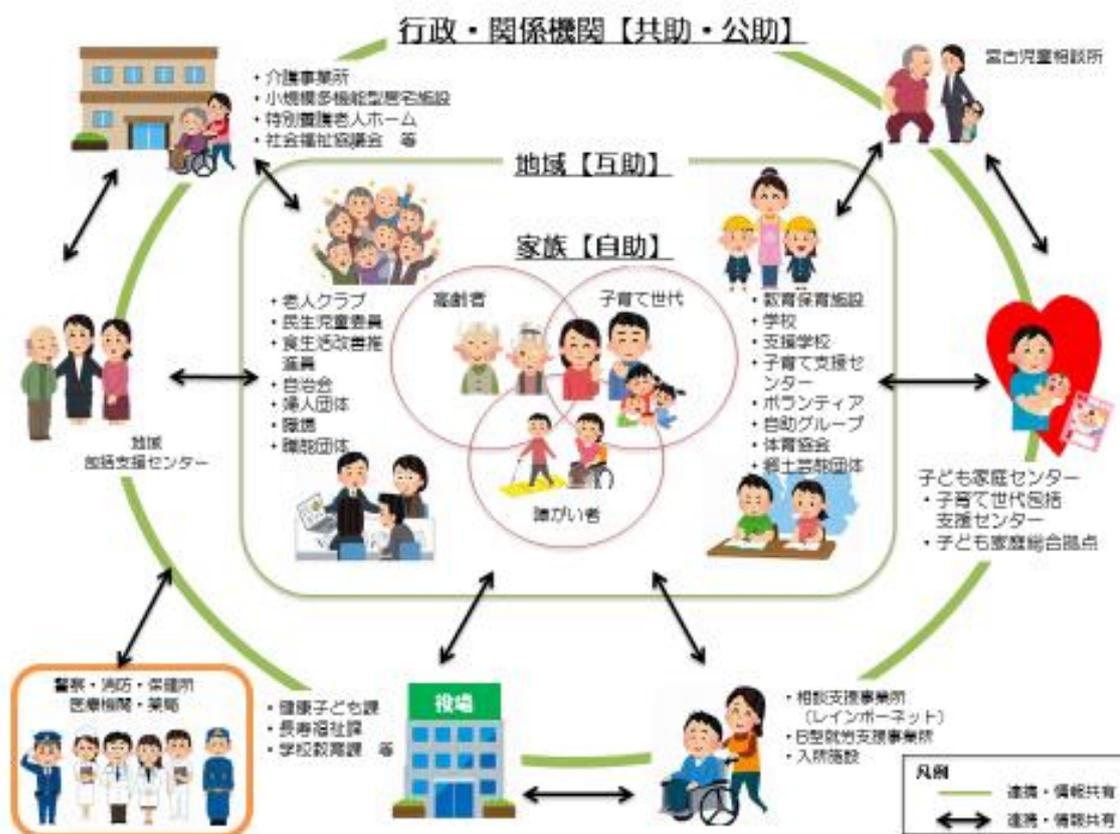
2 自殺対策における目指す姿

**自殺対策を各機関・団体・住民が
「自分のこと」と捉え お互いに支え合う山田町**

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な要因があります。自殺対策は、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」を連動させながら、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進 要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、総合的に推進することが大切です。

国の「自殺対策要綱」、県の「自殺対策アクションプラン」を踏まえ、本町では、自殺対策を各機関・団体・住民が「自分のこと」と捉え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

■町の目指す地域の姿



(出典：健康子ども課作成)

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

3 自殺対策の推進体制

(1) 山田町自殺対策本部会議

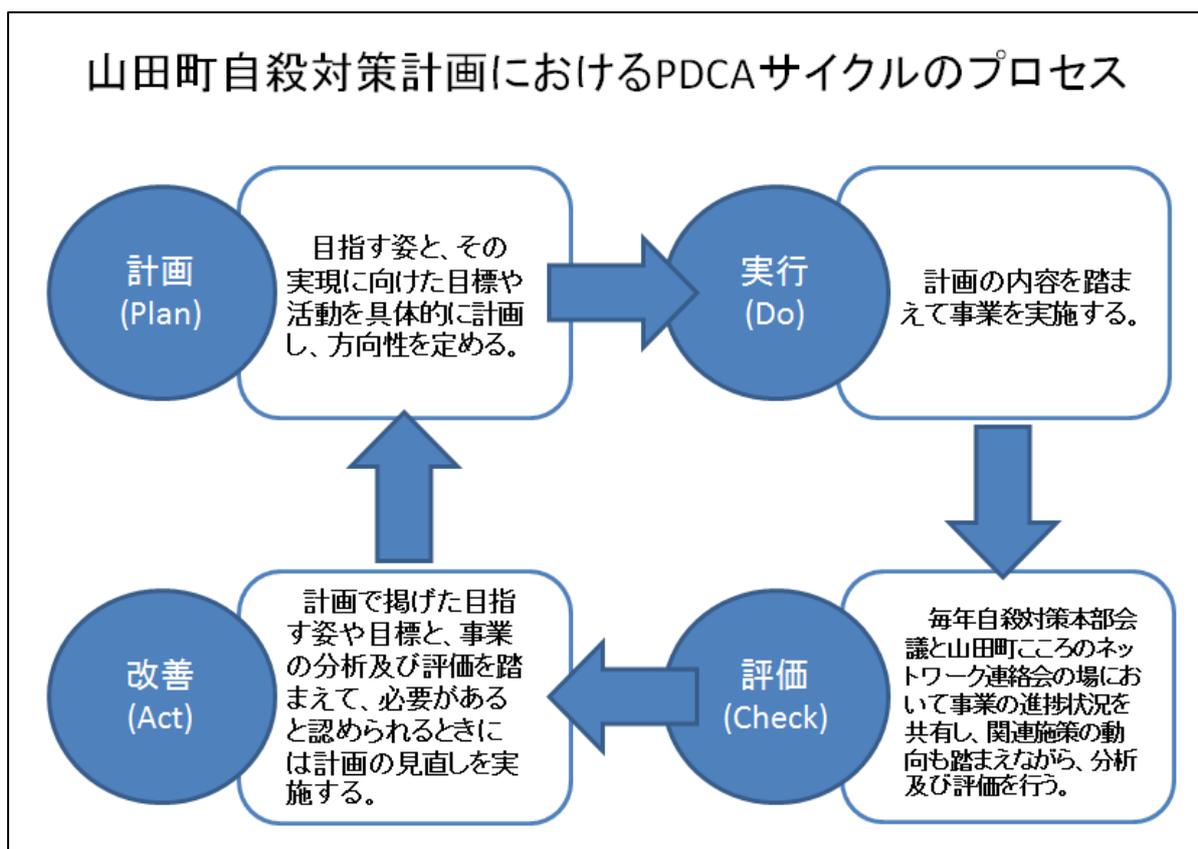
自殺対策関連施策の総合的な推進のため、町長を本部長とする「山田町自殺対策本部会議」を平成30年5月24日に設置しました（平成30年山田町告示第58号）。この会議では、下図の「山田町自殺対策計画におけるPDCAサイクルのプロセス」に則り、自殺対策に係る目標値・取り組み・進捗状況等を共有するとともに、分析及び評価を実施し、必要と認められる際には計画を見直しながら推進していきます。また、適宜専門的な情報を取り入れながら各部署の連携を強化して自殺対策を推進します。

この本部会議は、自殺対策計画承認の場としての役割もあります。

(2) 山田町こころのネットワーク連絡会

山田町自殺対策計画策定に向け、「山田町自殺対策計画策定委員会」を設置し（平成30年山田町告示第89号）、策定委員会のメンバーを中心に「山田町こころのネットワーク連絡会」を立ち上げました。本町の自殺の現状・取り組み状況の確認、対策の検討や自殺対策の専門的な知識を得る場としています。

■山田町自殺対策計画におけるPDCAサイクルのプロセス



(出典：健康子ども課作成)

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

4 計画の数値目標と自殺対策6つの骨子

(1) 全体目標

令和6年(2024年)から令和10年(2029年)までの5年間の目標は、現状の約30%減となる11人以下とします。

| | 現状 (平成30年～令和4年) | 目標値 (令和6年～令和10年) |
|----------------------------|--------------------|---------------------|
| 自殺者数 | 15人 | 11人以下 |
| 5年間平均 自殺死亡率 (人口10万対) | 20.5 | 14.4以下 |

(2) 全体目標達成のための事業目標

全体目標を達成するために、町で次の取り組みを行います。その中でも本計画期間内で重点的に実施するものについて目標値を設定し、自殺予防を推進します。

| 6つの骨子 | 具体的な目標値 |
|-----------------|--|
| 地域におけるネットワークの強化 | 山田町こころのネットワーク連絡会参加者へアンケートを行い「顔の見える関係と感じる」の問いに「はい」と回答する人の割合100% |
| 1次予防 | 町職員、関係機関、住民のゲートキーパー養成講座受講者 新規100名 |
| 2次予防 | うつスクリーニングの継続 |
| 3次予防 | 自死遺族交流会の活動の周知 |
| 精神疾患へのアプローチ | こころの健康講演会参加者へのアンケートで「精神疾患についての理解が深まった」の問いに「はい」と答える者が80%以上 |
| 職域へのアプローチ | 町内の20事業所にパンフレットを配架 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

5 自殺対策6つの骨子

これまで推進してきた「久慈モデル」が、岩手県自殺対策アクションプランの6つの骨子（①ネットワークの構築、②1次予防、③2次予防、④3次予防、⑤精神疾患へのアプローチ、⑥職域へのアプローチ）として採用されています。本町では県との整合性を図るため、この骨子に従って推進する事業を以下に示します。

本計画期間の重点事業については番号に○をつけ、事業目標を示します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は家庭、学校、勤務、健康等、様々な要因が複雑に絡み合っているものであり、それらに対応するためには地域の多様な関係者との連携、協力が不可欠です。そのため、自殺対策に係る関係機関・団体のネットワークの強化を図ります。

| ＜重点事業の目標＞ 山田町こころのネットワーク連絡会参加者へアンケートを行い「顔の見える関係と感じる」に「はい」と回答する人の割合100% | | | |
|--|---------------------|---|--------|
| 自殺対策を推進するためのネットワーク | | | |
| 1 | 山田町自殺対策本部会議 | 庁内で自殺対策の取組内容や進捗状況を共有し、計画を推進することを目的に開催する。 | 健康子ども課 |
| ② | 山田町こころのネットワーク連絡会 | 実務者が自殺対策の情報共有及び専門的な知識を得ながら、各界との連携強化のために開催する。 | |
| 3 | 宮古地域うつ・自殺対策推進連絡会議 | 宮古圏域の関係機関の長等が集まり、自殺の現状の共有や研修等を開催する。 | 宮古保健所 |
| 4 | 宮古地域こころサポート連絡会 | 宮古圏域の実務者が自殺対策の専門的な知識を修得するとともに、各界との連携の強化のために開催する。 | |
| 母子を支えるネットワーク | | | |
| 5 | 宮古地区母子保健医療連絡会 | 県立宮古病院に關係する「地域で支援が必要な母子」についてカンファレンスを行う。 | 健康子ども課 |
| 6 | 要保護児童対策地域協議会 | 関係機関は支援の必要な家庭に対し、援助の方向性等について話し合う。 | |
| 7 | 子ども・子育て会議 | 町の子育て支援に関するサービスについて関係機関が話し合う。 | |
| 高齢者を支えるネットワーク | | | |
| 8 | 福祉・介護・障がい者計画策定・管理事業 | 介護保険計画等の進行管理を行うとともに、次期介護保険計画等の策定を行う。 | 長寿福祉課 |
| 9 | 包括的・継続的ケアマネジメント事業 | 地域包括ケアシステム構築の推進に向け、会議の開催を通して連携体制の構築及び強化を図る。 | |
| 10 | 在宅医療・介護連携推進事業 | ①地域における医療・介護の関係機関等の連携体制の構築を目的とした会議の開催 ②在宅医療と介護をつなぐ相談窓口の設置及び普及啓発を実施 | |
| 11 | 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 | 関係機関と高齢者虐待に関する情報を共有し、適切な連携による対応をするため開催 | |
| 12 | 生活支援体制整備事業 | 地域の資源やニーズを把握し、生活支援・介護予防サービスの発掘及び開発、住民主体の支援活動を推進することにより、地域の支援体制の整備に取り組む。 | |
| 被災者を支えるネットワーク | | | |
| 13 | 支え合い体制づくり事業と情報交換会 | 災害公営住宅の高齢者、障がい者（児）等の生活を支援する関係機関との情報共有を行い、円滑な連携を図る。 | 長寿福祉課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

(2) 1次予防（住民全体へのアプローチ）

こころの健康に関する知識や相談窓口の普及啓発活動の実施、自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺のサインに気づき、話を聴き、見守りつつ必要な相談先や支援機関につなぐ役割を担う人材を住民や各機関・団体に養成します。

| ＜重点事業の目標＞ 町職員、関係機関、住民のゲートキーパー養成講座受講者 新規 100名 | | | |
|---|----------------------------|--|--------------------------|
| 普及啓発活動の方法 | | | |
| 1 | パンフレット・ステッカー作成 | 相談窓口や心の健康に関する情報をまとめたパンフレットやステッカーを作成する。 | 健康子ども課 |
| 2 | ポスター掲示 | 自殺対策月間等にポスターを掲示 | |
| 3 | 広報やまだの発行 | 相談窓口や心の健康に関する情報を広報やまだに掲載する。 | 健康子ども課 |
| 4 | ホームページの維持管理事務 | 相談窓口や心の健康に関する情報を町のホームページに掲載する。 | 総務課 |
| 5 | いじめ防止事業 | 小中学校各校において、いじめ防止基本方針の確認や見直し等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防に努める。 | 学校教育課 |
| 住民対象の普及啓発活動 | | | |
| 6 | イベント開催事業 | 山田の秋祭り、船越むらまつり、パドルフェス、産直まつり等でパンフレットの配架やステッカーの設置を行う。 | 水産商工課 農林課 商工会 |
| 7 | 他団体主催事業 | 農作物の播種、植付及び収穫等の体験、収穫物を使った料理体験等の周知・支援 | 農林課 |
| 8 | 飲酒運転撲滅街頭啓発活動 | 飲酒運転の撲滅を目的に町内飲食店を訪問してチラシを配布 | 町民課 |
| 9 | 自殺対策に係る講演会 | 自殺対策に係る講演会を住民向けに開催する。 | 健康子ども課 宮古保健所 |
| 10 | 健康2倍デー | 毎週、縫い物、栄養、運動等の教室を開催し、居場所づくりを行う。 | 健康子ども課 |
| 11 | 町内の店舗や公共施設のステッカー掲示 | 町で作成した相談窓口の周知ステッカーを町内の店舗、図書館やコミュニティセンター等の公共施設に掲示する。 | 健康子ども課 政策企画課 生涯学習課 |
| 12 | 生涯学習推進事業 | 講演会開催、たんぼぼ学級、家庭教育学級等を実施し、生きがいや学びの場を作るとともに心の健康に関する健康教育を行う。 | 生涯学習課 |
| 13 | 成人式～二十歳のつどい～事業 | 成人式の際に相談窓口や心の健康に関する情報をまとめたパンフレット等を配布 | |
| 14 | 認知症総合支援事業 | ①認知症初期集中支援チームによる、認知症の方や家族への早期発見、早期対応に努める。 ②認知症セミナーを開催し、認知症の病態や対応について正しい知識の普及啓発を図る。 | 長寿福祉課 |
| 15 | 高齢者生きがいづくり事業（老人クラブ、高齢者大学等） | イベントを開催し、生きがいづくりを行うとともに、心の健康に関する健康教育を行う。 | 長寿福祉課 |
| 従事者対象の普及啓発 | | | |
| ⑩ | 町職員、住民、関係機関対象ゲートキーパー養成講座 | ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に係る人材を育成する。 | 健康子ども課 |
| 17 | 介護予防ボランティア、認知症サポーター養成講座 | 介護予防を目的とした通いの場を提供するボランティア及びシルバーリハビリ体操指導者の養成や、認知症の人や家族を応援するサポーターを養成する際に、こころの健康に関する情報も伝える。 | 長寿福祉課 |
| 18 | 消防団に関する事務 | 消防団の初任者研修や分団長の会議等の場で自殺予防パンフレットを配布 | 消防防災課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

| | | | |
|----|----------|--|-------|
| 19 | 教職員研修事業 | 校長会議、副校長・主幹教諭研修会、教務主任研修会及び生徒指導主事研修会等を実施する。 | 学校教育課 |
| 20 | 防犯協会定期総会 | 防犯協会の隊員と相談窓口や自殺の実態を共有し、連携体制の構築を図る。 | 町民課 |

(3) 2次予防（ハイリスク者へのアプローチ）

自殺のリスクが高い人を早期に発見するための仕組みづくりや、各種相談窓口による適切な対応、関係機関との連携、見守りにより、自殺の予防に努めます。

※2次予防（個別対応）は各機関で必要に応じて実施しているため事業目標は設定しない

| | | | |
|--|--------------------------------|--|--------------------------------------|
| <重点事業の目標> | | | |
| うつスクリーニングの継続 | | | |
| うつ病の早期発見、早期対応に関する取り組み | | | |
| ① | 40歳50歳60歳への検診受診勧奨及びうつスクリーニング実施 | 本町の自殺者が多い年代へ家庭訪問し、検診の受診勧奨やうつスクリーニングを実施し、包括的な健康支援を行う。 | 健康子ども課 |
| 2 | 妊産婦メンタルヘルス | 妊娠・出産後にうつスクリーニングを実施するとともに、メンタルヘルス面を聞き取り、必要な支援を行う。 | |
| 3 | 町メンタルヘルス事業 | 職員の中でストレスチェックの結果が高い者、新人職員及び希望者へ臨床心理士の面接の機会を設ける。 | 総務課 |
| 4 | 学校職員安全衛生管理事業 | ① 教員の健診及びストレスチェックの実施 ② 衛生委員会を設置及び産業医の委嘱による教職員の健康管理を実施 | 学校教育課 |
| 要支援者見守り支援に関する取り組み | | | |
| 5 | 支援が必要な家庭の見守り | 要保護児童対策地域協議会において支援が必要とされる家庭に対して見守り家庭訪問を実施 | 健康子ども課 学校教育課 宮古児童相談所 民生児童委員 |
| 6 | 民生委員・児童委員事務 | 民生・児童委員による地域の相談、支援等の実施 | 民生児童委員 長寿福祉課 |
| 7 | 生活支援事業 | 生活支援相談員による災害公営住宅、再建住宅等への相談・つなぎ支援 | 山田町 社会福祉協議会 |
| 8 | いわておげんき見守りシステム | 毎朝、電話機を使用して安否確認を実施し、体調不良者には生活支援相談員が訪問する。 | |
| 9 | お元気ですか見守りネットワーク事業 | ①見守り協力員が担当高齢者の見守りを定期的実施 ②協力事業者が通常業務の範囲で見守りを実施し、異変があれば町が連絡を受け、関係機関と協力し、訪問等の支援を行う。 | 長寿福祉課 |
| 10 | 傾聴ボランティアによる傾聴活動 | 独居や疾患等を理由に、話し相手がほしいという方に対し傾聴活動を行う。 | 傾聴ボランティア「えがお」 |
| 11 | こころのケアセンタースタッフによるアウトリーチ | 震災に関する悩み等がある方に対し家庭訪問を実施 | 宮古地域こころのケアセンター |
| 生活に関する相談、支援に関する取り組み（介護・障がい・健康・教育以外） | | | |
| 12 | 健康保険、各種年金に関する相談 | ①国民健康保険加入・脱退に関する事務 ②国民年金、障害年金に関する事務 ③高額療養資金・ひとり親家庭等医療費給付・ひとり親家庭等医療費給付・乳幼児、児童生徒、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付・福祉医療資金の運営に関する事務 | 町民課 |
| 13 | 生活安全に関する相談 | ①公害・環境・狂犬等関係の苦情の相談 ②消費生活相談 ③行政相談及び人権相談 | |
| 14 | 児童に関する手当の相談 | 児童手当（職員分を除く）に関する事務 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | 健康子ども課 長寿福祉課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

| | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|---|-----------------|
| 15 | 納税相談 | 住民から納税に関する相談の受付 | 税務課 |
| 16 | 上下水道料金徴収業務 | ①水道料金等未納者に対する料金徴収事務 ②給水停止執行業務 | 上下水道課 |
| 17 | 住宅に関する相談 | 町営住宅の管理事務・公募事務を行う。 | 都市計画課 |
| 18 | 町営住宅等家賃滞納整理 | 町営住宅等の滞納家賃等の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料等の収納率向上を図るため、戸別訪問等を実施 | |
| 19 | 保育園・幼稚園、放課後児童クラブに関する相談 | ①保育施設の入所に関する事務 ②放課後児童クラブの利用、利用料に関する事務 | 健康子ども課 |
| 20 | 生活保護施行及び生活困窮者に関する事務 | 就労支援・高齢者支援・医療ケア相談・資産調査 | 長寿福祉課 |
| 21 | 生活困窮者の相談 | 生活や仕事などの困りごとの相談を整理して、解決に向けた策を共に考えて、必要な際に関係機関へつなげる。 | 宮古圏域くらしサポートセンター |
| 22 | 心配ごと相談所 | くらしやお金に関する相談対応 | 山田町 社会福祉協議会 |
| 23 | 巡回なんでも相談 | | |
| 24 | 生活福祉資金貸付事業 | 生活費や学校等への進学費用など、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯への貸付を実施 | |
| 25 | たすけあい資金貸付事業 | 生活困窮者に対する一時的な資金（限度額5万円）の貸付を実施 | |
| 26 | フードバンク事業 | 生活困窮者への食糧支援を実施 | みやこ若者サポートステーション |
| 27 | みやこ若者サポートステーション事業 | 15歳～39歳の就労支援を行う。 | |
| 健康に関する相談、支援に関する取り組み | | | |
| 28 | 妊娠、出産、育児に関する健康相談 | 保健師、助産師、保育士等が、妊娠、出産、健康、育児、発達等、子育て世代の相談を随時受け付ける。女性特有の体調変化等の困りごとの相談対応 | 健康子ども課 |
| 29 | 保健師、栄養士による健康相談 | 保健師、栄養士が体や精神的なこと等、健康問題全般に関する相談を随時受け付ける。 | 宮古保健所 |
| 30 | 精神保健相談 | 嘱託精神科医による個別相談の実施 | |
| 31 | 宮古地域自殺未遂者サポート事業 | ①県立宮古病院救急外来及び各市町村等にリーフレットを配架 ②宮古地域自殺未遂者支援検討会の開催 | 宮古地域こころのケアセンター |
| 32 | 震災こころの相談室 | 精神科医が震災に関する悩み等がある方の相談を受け付ける。 | |
| 介護・障がいに関する相談、支援に関する取り組み | | | |
| 33 | 総合相談支援事業 | 高齢者が地域で安心して過ごせるよう、総合的に相談対応を行う。 | 長寿福祉課 |
| 34 | 介護保険サービスに係る相談と事務認定申請・保険料納付に関する事務 | 介護保険サービスに係る相談と事務、ケアマネジメント等を行う。 ①要介護認定の申請受付 ②普通徴収の介護保険料徴収 ③居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護等の介護給付 | |
| 35 | 高齢者地区組織支え合い事業 | 各地区で主体的に介護予防活動を展開する団体へ10万円を上限に活動費を助成し、介護予防の推進に努める。また、組織間の交流会を開催、運営の相談支援を実施する。 | |
| 36 | 地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し、改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 | |
| 37 | 配食サービス | 独居の高齢者等に、週2回以内で栄養バランスのとれた弁当の配食と見守りを行う。 | |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

| | | | |
|------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------|
| 38 | 家族介護リフレッシュ教室 | ①在宅で介護している家族等に介護者同士の交流の場を提供し、身体的、精神的な負担の軽減を図る。 ②認知症の方も参加し、当事者同士、専門職との交流を図り、認知症の方の居場所づくりに努める。 | 長寿福祉課 |
| 39 | 家族介護支援事業 | ①介護による経済的な負担を軽減するため、常時おむつを使用する高齢者等に対し、おむつの給付を実施 ②在宅の要介護高齢者及び認知症高齢者等を常時介護する者に対し就労金を支給 | |
| 40 | 高齢者権利擁護事業 | 高齢者虐待対応や成年後見制度、日常生活自立支援事業の相談対応など、関係機関と連携を取りながら支援を行う。 | |
| 41 | 障がい者相談員による相談業務 | 行政が委託した障がい者相談員による相談業務を行う。 | |
| 42 | 障がい者虐待に関する対応 | 障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置と対応を行う。 | 長寿福祉課 |
| 43 | 障がい者サービスに係る相談と事務 訓練等給付に関する事務 | 障がい者サービスに係る相談と事務、ケアマネジメントを行う。 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助等の訓練給付 | 宮古圏域障がい者福祉推進ネット（レインボーネット） |
| 44 | 福祉機器レンタル事業 | 特殊寝台、車いす等をレンタル | 山田町 社会福祉協議会 |
| 学校生活に関する相談、支援に関する取り組み | | | |
| 45 | 学校適応指導推進事業 | ①おぐら山塾及び教育相談室の設置により、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施 ②不登校児童生徒の保護者に対する教育相談を実施 | 学校教育課 |
| 46 | スクールカウンセラーの配置 | スクールカウンセラーが不登校や別室登校等の児童生徒及び保護者へのカウンセリング等に対応し家庭や学校と協力して課題解決に取り組む。 | |
| 47 | 特別支援コーディネーターの配置 | 特別支援コーディネーターが特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行い、家庭、学校及び関係機関との協力体制を構築 | |
| 48 | 在学青少年健全育成指導事業 | いのちと心を育む標語コンクールの実施 | |
| 49 | 奨学金返還支援事業 | 大学等への進学の際に借入を行った各種奨学金の返還を支援し、本町への移住を推進する。 | 政策企画課 |
| 50 | 思春期講話 | 中学3年生を対象に実施。命の大切さを確認し、将来に希望を持てる気持ちを養う。 | 健康子ども課 |

(4) 3次予防（自死遺族へのアプローチ）

自殺は、自死遺族の心理に大きな影響を与えます。そのことを十分に支援者自身が理解し、ご遺族の支援を関係機関とともに実施していきます。

| | | | |
|------------------------|-----------|--|-----------------|
| <重点事業の目標> | | | |
| 自死遺族交流会の活動の周知 | | | |
| 自死遺族の支援 | | | |
| ① | 自死遺族交流会 | 各市町村と連携を図りながら、自死遺族交流会「わかち合いの会・宮古」の開催 | 宮古保健所 |
| 2 | 自死遺族の相談支援 | 死亡届出時等にリーフレットを配布し、相談窓口を周知するとともに自死遺族からの相談に対し支援する。 | 宮古保健所 健康子ども課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

(5) 精神疾患へのアプローチ

支援者が相談を受けたり、支援活動を行ったりする中で、精神疾患や精神科治療に対する偏見や誤った知識についてよく耳にします。特に本町は人口規模も大きくないため、相談や受診行動がとりにくいことが課題に挙げられます。

そこで、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や当事者、家族への支援を充実することで、住みよい地域となるよう努めます。

| ＜重点事業の目標＞ こころの健康講演会参加者へのアンケートで「精神疾患について理解が深まった」の問いに「はい」と答える者が80%以上 | | | |
|---|----------------------|---|---------------------------|
| 精神疾患に関する普及啓発活動 | | | |
| ① | こころの健康講演会、研修会等を開催 | ①精神疾患に関する研修会の実施 ②当事者やその家族、ボランティア、精神科看護師、障がい者支援相談員等を講師とし、精神疾患に関する実情を知ってもらう場を設けることで偏見に対するアプローチを行う。 | 健康子ども課 |
| 2 | アルコールに関するポスター掲示 | アルコールに関するポスターを掲示し、普及啓発活動を行う。 | |
| 3 | 精神疾患に関する勉強会 | 精神疾患に関する研修会をやまだサザンクロスや学校等、希望・要望を受けて実施する。 | |
| 当事者への支援 | | | |
| 4 | 精神保健全般に関する相談 | 精神疾患全般やアルコール、ひきこもり等に関する相談支援（家族も可） | 健康子ども課 長寿福祉課 宮古保健所 |
| 再掲 | 精神保健相談 | 嘱託精神科医による個別相談の実施 | 宮古保健所 |
| 5 | 精神障がい者社会復帰教室「オリオンの会」 | 当事者の社会復帰を促進するために、グループ活動や参加者との交流を通じて社会復帰の促進を図る。 | 健康子ども課 精神保健ボランティアすばるの会 |
| 6 | やまだサザンクロス | 精神疾患や自殺未遂、ひきこもり等、精神保健全般に関する当事者とその家族、精神保健に関する支援者等を対象に、精神疾患の勉強会や日常の困難等について語る場を設ける。 | 健康子ども課 精神保健ボランティアすばるの会 |
| 家族及び当事者への支援 | | | |
| 再掲 | やまだサザンクロス | 精神疾患や自殺未遂、ひきこもり等、精神保健全般に関する当事者とその家族、精神保健に関する支援者等を対象に、精神疾患の勉強会や日常の困難等について語る場を設ける。 | 健康子ども課 精神保健ボランティアすばるの会 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

(6) 職域へのアプローチ

失業や多重債務、生活苦等といった「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」に対する自殺防止や遺族支援等、狭義の自殺対策だけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」に関する事業を行うことで、「生きることの包括的な支援」を推進します。

| ＜重点事業の目標＞ 町内の20事業所にパンフレットを配架 | | | |
|---------------------------------|-------------------------|---|-------------------------|
| 勤労者への支援 | | | |
| ① | 事業所へのパンフレット等配布 | 町内の事業所に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。 | 健康子ども課 町商工会 宮古保健所 |
| 2 | こころとからだ出前講座 | 要望のあった管内事業所に出向き、メンタルヘルス等に関する健康教育を実施 | 宮古保健所 |
| 3 | 商工労働団体事業所訪問 | 管内事業所に出向き、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知・啓発を実施 | |
| 4 | 農林業補助事業等の相談 | 農林業の補助等に関する相談業務 | 農林課 |
| 5 | 中小商工業金融融資及び新規出店者経営支援等事業 | 町や県の制度融資を受けた中小企業者への利子及び保証料の補給を行うほか、山田町商工会が行う新規経営者支援を目的とした空き店舗対策事業への支援を行う。 | 水産商工課 |
| 6 | 漁業制度資金に関すること | 漁業制度資金の融資を受けた漁家等に対し、利子補給を行い、経営の安定を支援する。 | |
| 7 | 勤労者生活安定資金に関すること | 勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、緊急資金の円滑な融資に努める（預託額3,000千円、融資枠6,000千円）。 | |
| 離職者への支援 | | | |
| 8 | 労働福祉及び離職者雇用に関すること | 離職者の就業を支援し生活の安定を図ることを目的として、資格取得に要する経費に対して補助を行う。 | 水産商工課 |
| 9 | 関係機関でのパンフレット配布 | 離職者への支援として、保険証の切り替え時に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。 | 健康子ども課 町民課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

6 3つの重点施策

国が示す13の重点施策については、「第2章 8 山田町の自殺の現状からみえる課題」を踏まえ、①勤務・経営、②生活困窮者、無職・失業者、③高齢者、震災等被災地の3つに分類し、重点施策と位置付けて推進します。

なお、国が重点施策として示している子ども・若者に係る自殺対策については、教育に関係する各機関との対策等により、本町において自殺者が出ていないこと、また、その原因となり得るいじめについても、各学校において、早期発見、早期対応に取り組んでいることから、「山田町の自殺対策6つの骨子」の中に位置づけて推進していきます。

(1) 勤務・経営

町では男性の40歳代の自殺者が多いことから、職場内の人間関係やこの年代との交流の中で、特に気遣いある対応がとれる人が一人でも増えるよう、自殺対策につながる勤労者への支援を推進していきます。また、職場でのメンタルヘルスチェックやその後のフォロー体制についても充実していく必要があります。

| 勤労者への支援 | | | |
|----------|-------------------------|---|------------------------|
| 再掲 | 事業所へのパンフレット等配布 | 町内の事業所に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。 | 健康子ども課 商工会 宮古保健所 |
| | こころとからだ出前講座 | 要望のあった管内事業所に出向き、メンタルヘルス等に関する健康教育を実施 | 宮古保健所 |
| | 商工労働団体事業所訪問 | 管内事業所に出向き、メンタルヘルスに関する相談窓口の周知・啓発を実施 | |
| | 農林業補助事業等の相談 | 農林業の補助等に関する相談業務 | 農林課 |
| | 中小商工業金融融資及び新規出店者経営支援等事業 | 町や県の制度融資を受けた中小企業者への利子及び保証料の補給を行うほか、山田町商工会が行う新規経営者支援を目的とした空き店舗対策事業への支援を行う。 | 水産商工課 |
| | 漁業制度資金に関すること | 漁業制度資金の融資を受けた漁家等に対し、利子補給を行い、経営の安定を支援する。 | |
| | 勤労者生活安定資金に関すること | 勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、緊急資金の円滑な融資に努める。 | |
| | 心配ごと相談所 巡回なんでも相談 | くらしやお金に関する相談対応 | 山田町 社会福祉協議会 |
| | 生活福祉資金貸付事業 | 生活費や学校等への進学費用など、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯への貸付を実施 | |
| | たすけあい資金貸付事業 | 生活困窮者に対する一時的な資金（限度額5万円）の貸付を実施 | |
| フードバンク事業 | 生活困窮者への食糧支援を実施 | | |

(2) 生活困窮者、無職・失業者

自殺の危機経路では、失業、生活困窮、介護、うつ状態等、幅広い問題が要因となっているため、各場面で出会う支援者が「気づき、傾聴、つなぐ、見守り」のゲートキーパーの知識・技術を修得し、対応できる町民が増えることが重要です。

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

| 生活困窮者への支援 | | | |
|----------------|--------------------------|--|-----------------|
| 再掲 | 生活保護に関する事務 | 就労支援・高齢者支援・医療ケア相談・資産調査 | 長寿福祉課 |
| | 生活困窮者の相談 | 生活や仕事などの困りごとの相談を整理して、解決に向けた策を共に考えて、必要な際に関係機関へつなげる。 | 宮古圏域くらしサポートセンター |
| | 町職員、住民、関係機関向けゲートキーパー養成講座 | ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に係る人材を育成する。 | 健康子ども課 |
| 離職者への支援 | | | |
| 1 | 労働福祉及び離職者雇用に関すること | 離職者の就業を支援し生活の安定を図ることを目的として、資格取得に要する経費に対して補助を行う。 | 水産商工課 |
| 再掲 | 関係機関でのパンフレット配布 | 離職者への支援として、保険証の切り替え時に相談窓口や心の健康に関するパンフレットを配布する。 | 健康子ども課 町民課 |
| | みやこ若者サポートステーション事業 | 15歳～39歳の就労支援を行う。 | みやこ若者サポートステーション |
| 生活困窮者及び離職者への支援 | | | |
| 再掲 | 心配ごと相談所 巡回なんでも相談 | くらしやお金に関する相談対応 | 山田町 社会福祉協議会 |
| | 生活福祉資金貸付事業 | 生活費や学校等への進学費用など、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯への貸付を実施 | |
| | たすけあい資金貸付事業 | 生活困窮者に対する一時的な資金（限度額5万円）の貸付を実施 | |
| | フードバンク事業 | 生活困窮者への食糧支援を実施 | |

(3) 高齢者、震災等被災地

高齢者世帯や独居、身寄りのない方の増加や、災害による生活環境の変化等が起こり得ます。地域で見守り、支え合える環境の構築と、自殺対策を念頭に事業を推進していく必要があります。

| 被災者を支える体制づくり | | | |
|--------------|-------------------------|---|----------------|
| 再掲 | 支え合い体制づくり事業と情報交換会 | 災害公営住宅等の高齢者、障がい者（児）等の生活を支援する関係機関との情報共有を行い、円滑な連携を図る。 | 長寿福祉課 |
| 被災者支援 | | | |
| 再掲 | こころのケアセンタースタッフによるアウトリーチ | 震災に関する悩み等がある方に対し家庭訪問を実施 | 宮古地域こころのケアセンター |
| | 震災こころの相談室 | 精神科医が震災に関する悩み等がある方の相談を受け付ける。 | |
| | 生活支援事業 | 生活支援相談員による災害公営住宅、再建住宅等への相談・つなぎ支援 | 山田町 社会福祉協議会 |
| | いわておげんき見守りシステム | 毎朝、電話機を使用して安否確認を実施し、体調不良者には生活支援相談員が訪問する。 | |
| 被災に係る相談・補助等 | | | |
| 1 | 農林業被害の相談 | 農林業の被害等に関する相談業務 | 農林課 |
| 2 | 漁業災害の調査及び融資に関すること | 台風や津波等による水産関係の被害状況を速やかに調査し、国県と連携して被災施設等の早期復旧を図る。 | 水産商工課 |

第4章 第2期山田町自殺対策計画の展開

| コミュニティづくりに関する支援 | | | |
|-----------------|-------------------|---|-------|
| 再掲 | 高齢者地区組織支え 合い事業 | 各地区で主体的に介護予防活動を展開する団体へ10万円を上限に活動費を助成し、介護予防の推進に努める。また、組織間の交流会を開催、運営の相談支援を実施する。 | 長寿福祉課 |
| 3 | 住民協働推進事業 | 自治会等が自ら創意工夫により実施する事業に対して一部助成 | 政策企画課 |
| 4 | 新たなコミュニティ 形成事業 | コミュニティ形成支援員を雇用して、結成後間もない自治会等の組織運営や交流活動などを支援する。 | |

資料

山田町こころのネットワーク連絡会調査の分析（地域におけるネットワークの強化）

調査基準日 令和5年10月18日

調査対象 山田町こころのネットワーク連絡会構成団体

対象者 37団体

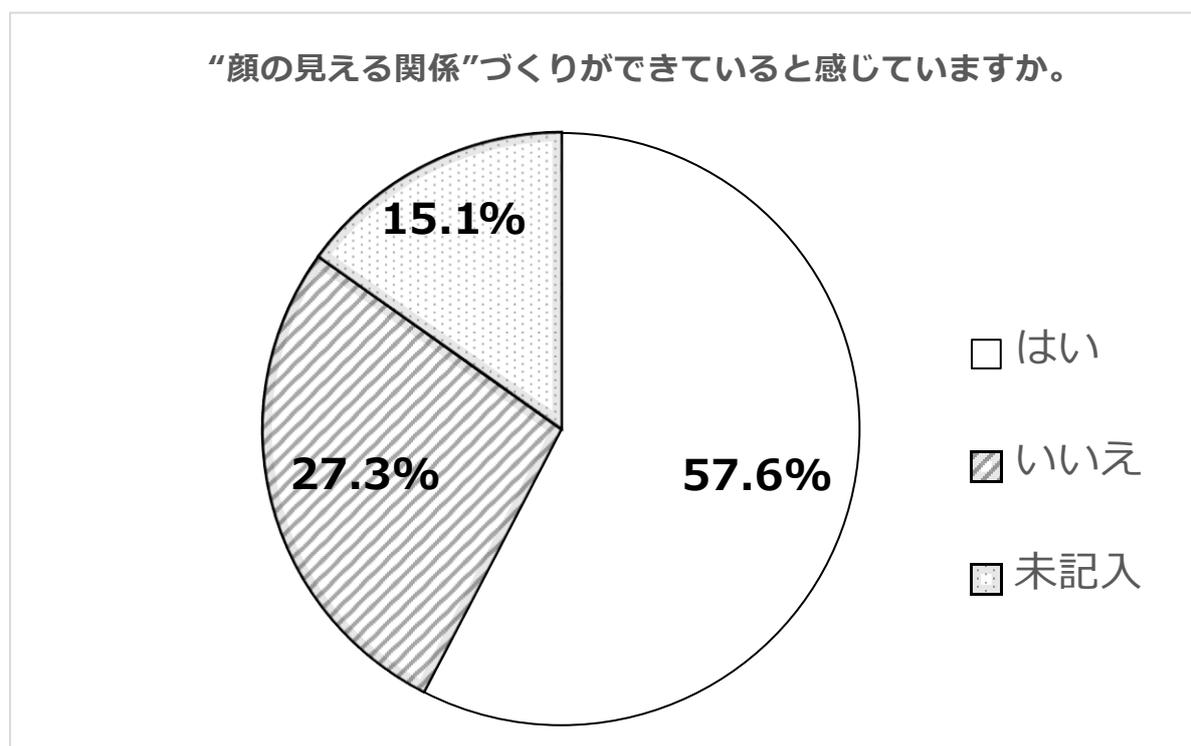
配布方法 調査票を配布または郵送

提出方法 郵送、FAX、メールによる提出、または窓口への直接提出

調査期間 令和5年10月18日（水）から令和5年10月31日（火）まで

有効回答数 33票（回答率 89.2%）

回答内容 山田町こころのネットワーク連絡会に参加することで、“顔の見える関係”づくりができていると感じていますか。



連絡会に参加することで、“顔の見える関係”づくりができていると感じている団体は57.6%と、100%へ達していません。

自殺対策基本法

(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにはふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらに不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘

案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん

養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等

への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

資料

山田町告示第58号

山田町自殺対策本部会議設置要綱を次のように定める。

平成30年5月24日

山田町長 佐藤 信 逸

山田町自殺対策本部会議設置要綱

(設置)

第1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づいて山田町自殺対策計画を定めるに伴い、計画を総合的かつ効果的に推進するため、山田町自殺対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他、自殺対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充てる。
- 3 副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、技監、町長部局並びに議会事務局及び教育委員会事務局の課長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は本部会議の所掌事項を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第6 本部会議の事務を処理するため、事務局を健康子ども課に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、事務局長は健康子ども課長を、事務局員は健康子ども課職員をもって充てる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

山田町告示第 89 号

山田町自殺対策計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 30 年 8 月 22 日

山田町長 佐藤 信逸

山田町自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき山田町自殺対策計画を定めるに当たり、関係者から広く意見を聴取するため、山田町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について、情報提供及び助言を行う。

- (1) 自殺対策の基本理念及び目標に関すること。
- (2) その他自殺対策について検討が必要な事項

(組織)

第 3 委員会の委員は、20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 保健医療関係者、福祉関係者等の代表
- (3) 各種産業関係者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 警察消防関係者の代表
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第 4 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、この職務を代理する。

資料

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康子ども課において処理する。

(謝礼)

第8 委員が会議に参加したときは、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

資料

山田町自殺対策計画策定委員会委員名簿

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 区 分 |
|----------------------------------|-----------------|---------|-------|
| 傾聴ボランティア えがお | 会長 | 伊藤 レイ子 | 第1号委員 |
| 精神保健ボランティア すばるの会 | 代表 | ○堀合 淑恵 | |
| 山田町民生児童委員協議会 | 会長 | ◎阿部 敏博 | |
| 山田町婦人団体協議会 | 会長 | 後藤 夕香里 | |
| 山田三師会 | 会長 | 千代川 千代吉 | 第2号委員 |
| 岩手県宮古保健所 | 所長 | 杉江 琢美 | |
| 宮古児童相談所 | 所長 | 大向 幸男 | |
| 特定非営利活動法人 宮古圏域障がい者福祉推進 ネット | 相談支援 専門員 | 櫛桁 彩子 | |
| 山田町社会福祉協議会 | 事務局次長 | 黒澤 寛 | |
| 山田町保育施設協議会 | 会長 | 菅原 恵子 | |
| 長寿福祉課 | 課長 | 福士 雅子 | 第3号委員 |
| 山田町商工会 | 副会長 | 松本 龍児 | |
| 三陸やまだ漁業協同組合 | 総務課長 | 竹内 千香子 | 第4号委員 |
| 山田町校長会 | 会長 | 佐々木 哲也 | |
| 学校教育課 | 教育次長兼 学校教育課長 | 芳賀 道行 | 第5号委員 |
| 岩手県宮古警察署山田交番 | 所長 | 住吉 正幸 | |
| 消防防災課 | 課長 | 多田 寛 | |

◎-委員長、○-副委員長

資料

第2期山田町自殺対策計画 策定経過

| 開催日時 | 会議名称等 | 概要 |
|--------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 令和5年6月30日 | 第1回山田町自殺対策本部会議 | 第2期山田町自殺対策計画、自殺対策に係る事業の棚卸について説明 |
| 令和5年10月24日 | 各課へ事業の棚卸依頼 | 事業の棚卸について依頼し、適宜ヒアリングの実施 |
| 令和5年11月9日 | 山田町自殺対策計画素案作成 | 各課の事業の棚卸結果を反映し、素案を作成 |
| 令和5年12月5日 | 第1回山田町自殺対策計画策定委員会 | 第2期山田町自殺対策計画（素案）について専門家等の意見の聴取 |
| 令和5年12月22日 ～令和6年1月12日 | パブリックコメント | ホームページ、町民ホール等でパブリックコメントの受付 |
| 令和6年1月29日 | 第2回山田町自殺対策計画策定委員会 | 第2期山田町自殺対策計画（案）について専門家等の意見の聴取 |
| 令和6年1月31日 | 第2回山田町自殺対策本部会議 | 第2期山田町自殺対策計画（案）について審議 |
| 令和6年2月19日 | 議会全員協議会 | 第2期山田町自殺対策計画について報告 |

第2期山田町自殺対策計画

発行 令和6年3月

編集 山田町健康子ども課

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

TEL 0193-82-3111 FAX 0193-82-4989